

2013. 11. 12

株式会社みずほ銀行

【ご回答事項】

○ 会議資料

- (1) 2011年2月 みずほ銀行 コンプライアンス委員会
全104ページ中、1ページのうち約1/8のスペース（表と文章で記載）
- (2) 2011年2月 みずほ銀行 取締役会
全150ページ中、1ページのうち約1/8のスペース（表と文章で記載）
- (3) 2011年6月 みずほフィナンシャルグループ コンプライアンス委員会
全179ページ中、1ページのうち約1/8のスペース（表と文章で記載）
- (4) 2011年7月 みずほフィナンシャルグループ 取締役会
全140ページ中、1ページのうち約1/8のスペース（表と文章で記載）
- (5) 2011年7月 みずほ銀行 コンプライアンス委員会
全67ページ中、1ページのうち2行
- (6) 2011年7月 みずほ銀行 取締役会
全190ページ中、1ページのうち2行
- (7) 2011年12月 みずほフィナンシャルグループ コンプライアンス委員会
全137ページ中、1ページのうち約1/8のスペース（表と文章で記載）
- (8) 2012年1月 みずほフィナンシャルグループ 取締役会
全357ページ中、1ページのうち約1/8のスペース（表と文章で記載）

(注) 該当ページは全てA4

以上

長妻昭先生

会議資料について

会議資料の提出については、平成 25 年 11 月 12 日付みずほ銀行提出資料のとおりです。

資料の検証等について

上記資料は見る事が可能でした。

検査における提携ローンに関する反社会的勢力との取引の行内報告態勢の検証では、コンプライアンス委員会議事録・資料については、24 年度のものを確認しました。

平成 25 年 11 月 12 日
金融庁検査局

○みずほ銀行

2011年2月16日 コンプライアンス委員会
2011年2月22日 取締役会
2011年7月28日 コンプライアンス委員会
2011年7月29日 取締役会

○みずほフィナンシャルグループ

2011年6月17日 コンプライアンス委員会
2011年7月15日 取締役会
2011年12月26日 コンプライアンス委員会
2012年1月20日 取締役会

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名 (役員区分)	連結報酬 等の総額 (百万円)	会社区分	報酬等の種類別の総額(百万円)				
			(a)基本報酬	(b)ストックオプション報酬	(c)役員賞与	(d)役員退職慰労金	(e)その他
佐藤 康博 (取締役)	116	当社	40	17	-	-	0
		株式会社みずほコーポ レート銀行	40	17	-	-	-

「虚偽報告」をめぐる責任は？

みずほ銀行は暴力団組員らへの融資の情報を取締役会で報告していたのに、金融庁検査では「情報は「担当役員止まり」だった」と説明

金融庁は検査で取締役会への報告資料を見ていたのか？

見ていなかった場合

見ていた場合

金融庁が確認しなかった

金融庁の「過失」？

みずほが見せなかった

報告し忘れた

みずほの「虚偽報告」？

資料を隠した

みずほの「検査回避」？

該当部分を見落とした

金融庁の「過失」？

問題ないと判断した

みずほの説明をうのみにした金融庁の「過失」？

長妻 昭 先生 事務所

時下益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、金融行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国家公務員の守秘義務に関します資料(国家公務員法第100条第1項)について、念のためお届けさせていただきます。

何卒宜しくお願い申し上げます。

謹 白

平成25年10月25日

金融庁 検査局 審査課長 中村 修

国家公務員法（抄）

（昭和二十二年十月二十一日法律第二百十号）

（秘密を守る義務）

第百条 職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

- 2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表するには、所轄庁の長（退職者については、その退職した官職又はこれに相当する官職の所轄庁の長）の許可を要する。
- 3 前項の許可は、法律又は政令の定める条件及び手続に係る場合を除いては、これを拒むことができない。
- 4 前三項の規定は、人事院で扱われる調査又は審理の際人事院から求められる情報に関しては、これを適用しない。何人も、人事院の権限によつて行われる調査又は審理に際して、秘密の又は公表を制限された情報を陳述し又は証言することを人事院から求められた場合には、何人からも許可を受ける必要がない。人事院が正式に要求した情報について、人事院に対して、陳述及び証言を行わなかつた者は、この法律の罰則の適用を受けなければならない。
- 5 前項の規定は、第十八条の四の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会が行う調査について準用する。この場合において、同項中「人事院」とあるのは「再就職等監視委員会」と、「調査又は審理」とあるのは「調査」と読み替えるものとする。